第３号様式(3)-②（特別簡易型・単体発注）

沖縄県土木建築部一般競争入札公告南第６号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、一般競争入札（以下「入札」という。）を次のとおり実施する。

平成26年6月18日

沖縄県知事　　仲井眞　弘多

南部土木事務所専用 沖縄県知事

1　工事概要

(1)	工事名	平和祈念公園遊戯施設整備工事(H26-1)				
(2)	工事場所	平和祈念公園地内				
(3)	工種	土木一式工事				
(4)	工事内容	遊戯施設、休憩施設整備工事　１式（別冊図面及び別冊仕様書のとおり）				
(5)	工期	契約締結日の翌日から180日間				
(6)	入札方式	施工体制確認型総合評価方式 本工事は、施工計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う。				
(7)	総合評価の適用方式	特別簡易型	(8)	発注形態	単体発注	
(9)	資格審査方法	事後審査型　※本工事は、入札参加資格の審査を入札執行後に行う。				
(10)	その他適用のある法令、制度等 （本案件は、右表のうち、○印を付した制度等の適用がある。）			リサイクル法	※本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。	
			○	低入札価格調査制度	※本入札案件には、低入札調査基準価格及び失格基準価格が設定されているため、その申込みに係る価格が低入札調査要領に基づく低入札調査基準価格に満たない者（以下「低価格入札者」という。）は、最高評価値であっても必ずしも落札者とはならず、また、失格基準価格を下回る入札を行った者は失格となる。	
				議会議決	※本工事に係る契約は、地方自治法第96条の規定に基づき沖縄県議会の議決を得る必要があるため、落札決定後は仮契約を締結し、沖縄県議会の議決を経て通知したときに本契約となる。	
				準備手続き（予算成立前）	※本手続きは、次年度当初予算成立を前提とした年度開始前からの準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業である。従って、県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。また、次年度当初予算成立後においても、国庫支出金に係る交付申請等の手続きの関係上、入札を延期する場合がある。	
				準備手続き（交付決定前）	※本手続きは、国庫支出金に係る予算使用を前提とした事前準備手続きであり、交付決定後に効力を生じる事業である。従って、交付申請等の手続きの関係上、入札を延期する場合がある。	
				準備手続き（繰越承認前）	※本手続きは、県議会における繰越承認を前提とした事前準備手続きであり、議会承認後に効力を生じる事業である。従って、県議会において、本工事に係る予算の繰越承認が否決された場合は、入札を延期又は中止することがある。また、予算の繰越承認後においても、国庫支出金に係る繰越（翌債）手続きの関係上、入札を延期する場合がある。	
				若手技術者育成型	※本工事は、現場経験の少ない技術者の技術向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。なお、同制度の取扱いについては、公告文２(12)及び入札説明書１(1)イ（イ）dを参照のこと。	
				債務負担行為工事	※本工事は、債務負担行為に係る契約の特則の適用を受ける工事である。	
(11)	適用する労務単価		○	平成26年２月労務単価	※本工事の予定価格は、左記に示す公共工事設計労務単価を適用して積算しており、入札参加者は同単価を適用して見積りを行い入札すること。	
(12)	本工事に係る設計業務等の受託者	・永技研（株）				

2　入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

(1)	業種	土木一式工事	(1)の業種において(2)の等級を有することについて、(3)に表示する年度に沖縄県の建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程第５条による建設工事入札参加資格者名簿への登録があること。また、建設業法に定める(4)の許可を受けた者であること。
(2)	等級	A等級	

(3)	建設工事入札参加資格者名簿登録年度	平成25・26年度	なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。
(4)	許可区分	特定建設業	
(5)	地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者であること。		
(6)	建設業法（昭和24年号外法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。		
(7)	申請書及び確認資料の提出期限日から落札決定日までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。		
(8)	原則として、上記１-(12)に表示する設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。 なお、「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。 ア　当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者 イ　建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者		
(9)	入札に参加しようとする者は、他の参加者と資本関係又は人的関係がないこと。 なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、沖縄県土木建築部競争入札契約心得第３条第２項の規定に抵触するものではない。 ア　資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。 （ア）　親会社と子会社の関係にある場合 （イ）　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合 イ　人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（ア）については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。 （ア）　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合 （イ）　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合 ウ　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合		
(10)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。		

(11)	施工実績	対象期間	自　平成16年4月1日 至　平成26年7月1日	左記の期間内に下記の対象工事を元請けとして施工し、完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。
		対象工事	土木一式工事	
		備考	当該実績が平成15年４月１日以降に完成した沖縄県土木建築部の発注した工事に係る実績である場合は、沖縄県土木建築部工事成績評定要領に基づき評定した工事成績評定点が65点以上あること。 なお、土木建築部とは、旧宮古・八重山支庁土木建築課（現土木建築部宮古・八重山土木事務所）及び旧八重山支庁新石垣空港建設課を含む。（以下同様とする。） また、共同企業体の取扱いは以下のとおりとする。 ア　特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）の構成員としての施工実績は、出資比率20%以上のものを対象とする。 イ　経常ＪＶとして参加する場合は、経常ＪＶでの施工実績を対象とする。経常ＪＶでの施工実績がない場合は、代表者の施工実績を対象とする。	
(12)	配置予定技術者	資格区分	**１級土木施工管理技士** 又はこれと同等以上の資格を有する者	左記の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任（専任を要しない期間を除く。）で配置できること。 なお、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時点に当該工事に配置できること。
		備考	ア　「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の（ア）から（ウ）のいずれかを満たす者をいう。 （ア）　１級建設機械施工技士の資格を有する者 （イ）　技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」又は「林業－森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者 （ウ）　これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者 イ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 ウ　配置予定技術者にあっては、申請日以前に３か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 エ　配置予定技術者の専任を要しない期間については、設計図書等で確認すること。	
		若手技術者育成型試行工事の取扱い	若手技術者育成型試行工事において、専任補助者を配置する場合は、専任補助者も上記の要件を満たす主任技術者又は監理技術者と同等以上の資格を有する者を配置すること。	

(13)	その他の条件 （右表のうち、○印を付した条件を満たすことを要する。）	○	地域要件	（ア）沖縄県南部土木事務所管内 （イ）主たる営業所	左記の（ア）に示す地域内に、建設業の許可を受けた（イ）に示す事業所が存在すること。
			経営事項審査評定値	（ア）土木一式工事 （イ）○○○点	申請期限日現在で左記の（ア）に示す工種の経営事項審査における直近の総合評定値が、（イ）に示す点数以上にあること。
			赤土等流出防止対策施工実績	対象期間　自 平成16年4月1日 至 平成26年7月1日	左記の期間内に元請けとして施工し、完成・引渡しが完了した赤土等流出防止対策の施工実績を有すること。
				備考　県発注工事、並びにＪＶ構成員としての実績の扱いは、２-(11)備考に準ずる。	

(14)	取　抜　け　案　件	なし

３　入札手続等

(1)	手　続　き　方　法	本工事は、入札手続き（入札書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う**電子入札対象工事**である。ただし、電子入札によりがたい場合は、紙での入札手続きによることができる。 ※紙入札を希望する場合は、「沖縄県電子入札運用基準」に基づき、所要の手続きを経ること。				
(2)	設計図書の配布	期　　間	自　平成26年6月18日　～　至　平成26年7月10日			
		配布方法	沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報システムからダウンロード https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanNO=4700000			
		問い合わせ先	沖縄県土木建築部南部土木事務所庶務班	電話番号	098-866-1145	
(3)	申請書等の提出	提出期間	自　平成26年6月18日　～　至　平成26年7月1日 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前９時から午後５時まで			
		提出先	所在地	〒900-0029	沖縄県那覇市旭町116番地37 沖縄県南部合同庁舎８階	提出部数　１部
			課名等	沖縄県土木建築部南部土木事務所　庶務班		
		電話番号	098-866-1145	提出方法	原則として、持参によるものとする。	
		提出資料	・入札参加資格申請書（別記様式１－１及び別記様式１－２）（以下「申請書」という。） ・入札参加資格確認資料（別記様式２から別記様式９）(以下「確認資料」という。） ※申請書及び確認資料の内容を証明する資料（以下「証明資料」という。）は、３-(10)により後日提出すること。 ※申請書等の作成方法については、入札説明書の２による。			
(4)	技術資料の作成説明会	実施の有無	無			
		日　　時	** 　　** 　から			
		場　　所	所在地	〒900-0029	沖縄県那覇市旭町116番地37 沖縄県南部合同庁舎８階	
			実施課等	沖縄県土木建築部南部土木事務所　街路公園班		
			電話番号	098-867-2986		
		備　　考	図面及び仕様書を保持している者は持参すること。			
(5)	配置予定技術者のヒアリング	実施の有無	無			
		日　　時	** 　　から ** 　　のいずれかの日			
		場　　所	所在地	〒900-0029	沖縄県那覇市旭町116番地37 沖縄県南部合同庁舎８階	
			実施課等	沖縄県土木建築部南部土木事務所　街路公園班		
			電話番号	098-867-2986		
		備　　考	企業別のヒアリング日時については、追って連絡する。なお、出席者は配置予定技術者を必ず含め、技術的な事項の説明ができる者とすること。			
(6)	入札期日等	電子入札システムによる場合	入札開始	平成26年7月11日(金)　午前9時00分		
			入札締切	平成26年7月14日(月)　午前11時00分		
		持参による場合	持参日時	平成26年7月15日(火)　午前9時50分		
			持参場所	沖縄県土木建築部南部土木事務所　７階入札室		
		入札の方法	落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載（紙入札の場合）又は電子入札システムに登録すること。			
		入札に関する注意事項（持参により提出する場合）	ア　入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。 イ　入札書、委任状には、工事名及び工事を施工する場所をこの公告の記載に従い記入すること。 ウ　代理人が入札を行う場合で、委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は代理人の印では訂正できない。 エ　当該工事の紙入札方式移行申請書の写しを提出すること。 オ　入札書のくじ番号（任意の数字３桁）は、電子くじによる抽選を行う場合に使用するため、必ず記入すること。			
		工事費内訳書の提出	本工事は、すべての入札参加者に対して、第１回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。ただし、以下の点に留意すること。 ア　工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、作成年月日、工事名、工種、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所及び代表者名を記載するとともに、代表者印を押印すること。ただし、電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合には、代表者印の押印は不要である。 イ　契約担当者（これらの者の補助者を含む。）は、提出された工事費内訳書につ			

		いて説明を求めることがある。 ウ　電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合、添付するファイルの容量は３MB以内かつ１ファイルのみとし、原則としてPDF形式とする。ただし、PDF形式で提出できない場合は、Excel、Word及び一太郎形式での提出も可とする。また、最新のウイルス定義ファイルに更新したウイルス対策ソフトによりウイルスチェックを行ってから添付すること。
(7)	入札の辞退等	申請書の提出後、都合により入札を辞退する場合には、紙入札業者については、入札締切日時の前までに入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。一方、電子入札業者については、特段、書面手続きの必要はなく、入札操作を行わないことで辞退したものとみなす。 また、同一の技術者（専任補助者を含む。）を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札をしてはならない。なお、本工事の入札後、落札決定までの間に同様の状況となった場合には直ちに報告すること。他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合、又は入札後に同様の状況になった場合に報告がなく、本工事で落札決定まで至った場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
(8)	開札日時	平成26年7月15日(火)　午前10時00分　電子入札システムにより開札
(9)	落札候補者の選定及び事後審査の実施	開札後、落札者の決定を保留したうえで、次のアからウの要件に該当する者のうち、入札説明書１-(3)により算出された評価値の最も高い者（以下「最高評価値者」という。）を落札候補者とし、当該候補者から証明資料の提出を受けたうえで、入札参加資格の有無確認のため事後審査を行う。 ア　入札価格が予定価格の制限の範囲内でかつ失格基準価格以上であること。 イ　評価値が基準評価値（基礎点を予定価格で除した数値）を下回らないこと。 ウ　提出された技術資料及び入札価格に基づき、本工事を確実に実現できること。 事後審査の結果、最高評価値者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合や資料の不備等により評価値の減点があり、次順位の者と順位が入れ替わった場合は、次順位の者を最高評価値者として事後審査を行う。 また、事後審査の結果、当初証明資料の提出を依頼した者全員が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合や資料の不備等により評価値の減点があり、当初証明資料の提出を依頼した者以外の者が最高評価値者となった場合、当該最高評価値者を落札候補者として事後審査を行う。 なお、入札参加資格の有無確認のための事後審査は、落札候補者のうち最高評価値者から行い、適格者が確認できた時点で、次順位以降の者の審査は行わないものとする。
(10)	証明資料の提出	落札候補者から順に低入札調査基準価格以上で入札を行った者を３者確保できるまでの順位の者に対しては、開札後、以下に示す日時までに「入札参加資格確認申請書等提出依頼通知書」により証明資料の提出を求める。 発注機関から証明資料の提出を求められた者は、以下により提出すること。期限までに当該資料を提出しない者は入札参加資格がないものとする。 なお、当初証明資料の提出を依頼した者以外の者の審査の必要が生じた場合、該当者への証明資料の提出期限は、別途通知する。

通知日	平成26年7月15日(火)　午後1時00分　（予定）までに ※電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札へ移行した業者へは書面で通知する。					
提出期限	平成26年7月17日(木)　午後5時00分					
提出先	所在地	〒900-0029	沖縄県那覇市旭町116番地37 沖縄県南部合同庁舎８階	提出部数	１部	
	課名等	沖縄県土木建築部南部土木事務所　街路公園班				
電話番号	098-867-2986	提出方法	原則として、持参によるものとする。			

(11)	低入札価格調査制度に基づくヒアリングの実施	証明資料の提出を依頼した者のうち、低価格入札者についてはどのような施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、開札後速やかに、低入札価格調査制度に係る追加資料（以下「追加資料」という。）の提出を求めたうえで、ヒアリングを実施する。 低価格入札者で失格基準価格以上の入札を行った者は、ヒアリングに協力しなければならない。なお、低入札調査基準価格以上の者については、ヒアリングを実施しない。

提出依頼	開札後、　平成26年7月15日(火)　午後5時00分（予定）までに、対象業者あてファクシミリにて連絡する。					
追加資料	沖縄県土木建築部技術管理課のホームページ（http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gikan/index.html）の「沖縄県土木建築部の公共工事の品質確保」→「追加資料様式（Excel）」及び「追加資料作成要領（PDF）」において確認すること。					
提出期限	平成26年7月17日(木)　午後5時00分					
提出先	所在地	〒900-0029	沖縄県那覇市旭町116番地37 沖縄県南部合同庁舎８階	提出部数	１部	
	課名等	沖縄県土木建築部南部土木事務所　街路公園班				
電話番号	098-867-2986					

		提出方法	提出先へ直接持参するものとし、電送（メール及びファクシミリ等）による提出は認めない。		
		ヒアリング期間	自　平成26年7月18日 ～ 至　平成26年7月18日	ヒアリング場所	沖縄県那覇市旭町116番地37 沖縄県土木建築部南部土木事務所 ７階入札室
		その他	入札参加者別のヒアリング日時については、追って連絡する。 ヒアリングへの出席者には、配置予定技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者、あわせて最大２名以内とする。		
(12)	入札参加資格の確認結果の通知	入札参加資格の確認は、開札後、証明資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は以下の日までに電子入札システムにて通知する。なお、紙入札へ移行した業者へは書面にて通知する。 平成26年7月23日（水）（予定）			
(13)	落札者の決定方法	事後審査の結果、最高評価値者が入札参加資格を満たしていると確認した場合は、最高評価値者を落札者とし、一般競争入札参加資格委員会の審議を経て決定する。また、その結果は全入札参加者に通知する。			
(14)	本入札に係る資料の取扱い	ア　申請書、確認資料及び証明資料（以下「申請書等」という。）並びに追加資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。 イ　契約担当者は、提出された申請書等及び追加資料を、入札参加資格並びに施工体制の確認以外に提出者に無断で使用しない。 ウ　提出された申請書等及び追加資料は、返却しない。 エ　申請書等については、提出期限内に限り、修正、差し替え、追加、再提出（以下「修正等」という。）を認める。 オ　追加資料については、一度提出した資料の修正等は認めない。 カ　申請書等、追加資料ともに、提出期限を過ぎた場合は受け付けない。 キ　申請書等の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、入札参加資格なしとなり、入札無効となることがある。また、関連する評価項目において評価対象としないことがある。 ク　３-(11)のヒアリングの実施において、追加資料の提出がない場合、ヒアリングに応じない場合及び配置予定技術者が出席しない場合（ただし、天災、事故、病気等、特別な場合を除く。）は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。 ケ　申請書等及び追加資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。			

４　総合評価に関する事項

(1)	総合評価の方法	本工事に係る総合評価の方法及び評価値の算出方法は、入札説明書１-(2)及び１-(3)のとおり。
(2)	評価項目等	本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は、入札説明書１-(1)のとおり。

５　入札保証金及び契約保証金

(1)	入札保証金	納付の要否	○	免除（沖縄県財務規則第100条第２項第４号）
				以下により納付の必要あり（沖縄県財務規則第100条）
		入札保証金の金額等は、見積る契約金額の100分の５以上（契約保証の予約にあっては100分の10以上）とする。ただし、次のア、イに掲げる担保の提出があった場合は、入札保証金の納付に代わる担保が提供されたものとし、ウ、エの提出があった場合は、入札保証金の納付を免除する。 ア　有価証券等 イ　金融機関の入札保証 ウ　保険会社との間で締結した入札保証保険契約の保険証券 エ　金融機関又は保証事業会社との間で締結した契約保証の予約に係る証書 ※１　入札保証金の金額等とは、有価証券等の総額、金融機関の入札保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。 ※２　見積る契約金額とは、入札参加者が消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。 ※３　保証事業会社とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。 なお、次の者は入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。 (1) 期限までに入札保証金の納付、若しくは納付に代わる上記ア～エのいずれかに係る書類の提出のない者 (2) 入札保証金の金額等及び契約保証予約に係る額が上記の条件に満たない場合 (3) 入札保証金等の納付等に係る書類に不備があった場合 また、一度提出された入札保証金の納付等の変更はできないものとする。		
		入札保証金	提出期間	午前９時00分から午後１時00分まで
			提出先	沖縄県那覇市旭町116番地37 沖縄県南部合同庁舎８階 沖縄県土木建築部南部土木事務所　庶務班

				電話番号　098-866-1145
			提出方法	入札保証金納付書発行依頼書を持参　※事前に連絡すること （納入通知書を発行するので、金融機関で納付後、上記提出期間までに領収書を持参すること）
		入札保証保険証券・入札保証書・契約保証予約証書	提出期間	公告日から　　まで
			提出先	沖縄県那覇市旭町116番地37 沖縄県南部合同庁舎８階 沖縄県土木建築部南部土木事務所　庶務班 電話番号　098-866-1145
			提出方法	持参又は送付（配達が確認できる方法にて送付すること）
			その他	保険期間又は保証期間は、入札日から２か月とする。
		有価証券等	受入日時・受入方法等の調整があるので、事前に上記担当者まで電話連絡すること。	
(2)	契約保証金	契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び建設工事請負契約書第４条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。		

６　その他の事項

(1)	配置予定技術者の確認	落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。 なお、病気・死亡・退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合のほかは、申請書の差し替えは認められない。 病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、２-(12)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。	
(2)	低入札調査基準価格を下回った価格をもってする契約について	専任の監理技術者等の配置が義務づけられている工事において、低入札調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者等とは別に２-(12)に定める要件と同一の要件を満たす技術者を専任で１名、現場に配置することとする。 なお、当該技術者は施工中、監理技術者等を補助し、監理技術者等と同様に職務を行うものとする。また、上記の技術者を求められた場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者等の通知と同様に契約担当者等に通知することとする。	
(3)	支払条件	前金払	契約金額の40%以内
		中間前金払	「平成14年12月24日土企第1862号通知」に基づく
		部分払	「昭和47年７月11日土総第393号通知」に基づく回数
(4)	火災保険の要否	要	
(5)	契約締結の時期等	ア　本工事に係る契約は、落札者の決定後、７日以内に締結する。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。 イ　議会議決を要する契約の場合は、落札者は、落札決定後７日以内に記名押印した仮契約書の案を提出しなければならない。 ウ　契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。	
(6)	請負代金の変更等	本工事の契約締結後、本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額又は関連工事の設計額に乗じた額で行う。	
(7)	入札参加者等の遵守事項	入札参加者は、沖縄県土木建築部競争入札契約心得、建設工事請負契約約款及び仕様書を熟読し、これを遵守すること。 また、入札説明書を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。	

７　本公告に関する質問及び回答

(1)	入札・契約手続きに関すること	問い合わせ先	〒900-0029	沖縄県那覇市旭町116番地37 沖縄県南部合同庁舎８階 沖縄県土木建築部南部土木事務所　庶務班
			電話番号	098-866-1145
(2)	応募調書資料に関すること	問い合わせ先	〒900-0029	沖縄県那覇市旭町116番地37 沖縄県南部合同庁舎８階 沖縄県土木建築部南部土木事務所　庶務班
			電話番号	098-866-1145
		以下の方法により書面で行う。		
		質問書提出先	〒900-0029	沖縄県那覇市旭町116番地37 沖縄県南部合同庁舎８階 沖縄県土木建築部南部土木事務所　庶務班
			電話番号	098-866-1145

(3)	現場説明事項及び設計図書に関すること	問い合わせ先	〒900-0029　沖縄県那覇市旭町116番地37 沖縄県南部合同庁舎８階 沖縄県土木建築部南部土木事務所　街路公園班	
			電話番号	098-867-2986
		提出期間	平成26年6月18日(水) から 平成26年7月3日(木)　まで ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前９時から午後５時まで	
		提出方法	持参又はファクシミリにより提出すること。 ※なお、ファクシミリにより提出する場合は、必ず電話により到達確認を行うこと。	
		回答方法	質問に対する回答書は、以下の期間において、上記の提出場所及び入札情報システムに掲載する。 【入札情報システムアドレス】 https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanNO=4700000	
			期間	回答日から　平成26年7月14日(月)　まで ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前９時から午後５時まで

8　苦情申立て

(1)	入札参加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合	入札参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対して入札参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。 契約担当者は、説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して５日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。	
		提出期限	入札参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して５日以内（休日を除く。）とする。
		提出先	〒900-0029　沖縄県那覇市旭町116番地37 沖縄県南部合同庁舎８階 沖縄県土木建築部南部土木事務所　庶務班
		提出方法	書面（様式自由）を持参することにより提出すること。郵送又は電送（メールやファクシミリ等）によるものは受け付けない。
(2)	非落札者のうち落札者の決定結果に対して不服がある場合	非落札者は、契約担当者に対して非落札理由について、次により説明を求めることができる。 契約担当者は、説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して５日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。	
		提出期限	落札者決定の公表の日の翌日から起算して５日以内（休日を除く。）とする。
		提出先	〒900-0029　沖縄県那覇市旭町116番地37 沖縄県南部合同庁舎８階 沖縄県土木建築部南部土木事務所　庶務班
		提出方法	書面（様式自由）を持参することにより提出すること。郵送又は電送（メールやファクシミリ等）によるものは受け付けない。
(3)	再苦情申立て	契約担当者からの上記(1)及び(2)の理由説明に不服がある者は、理由説明に係る書面を通知した日の翌日から起算して７日以内（休日を除く。）に、書面により契約担当者に対して再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、沖縄県公共工事入札契約適正化委員会が審議を行う。 ア　再苦情申立ての受付窓口及び受付時間 受付窓口：　沖縄県土木建築部南部土木事務所　庶務班 受付時間：　土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前９時から午後５時まで イ　再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の配布場所 沖縄県土木建築部土木総務課　建設業指導契約班 電話番号：　098-866-2384	

9　電子入札に関する事項

電子入札に関する事項は、「沖縄県電子入札運用基準」によるとともに、以下の事項を参照すること。 なお、同基準は沖縄県電子入札ポータルサイトへ掲載している。 沖縄県電子入札ポータルサイトアドレス　http://doboku.pref.okinawa.jp/ebidportal/index.html			
(1)	システム稼働時間	電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から１月３日までを除く毎日、午前８時から午後８時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、沖縄県電子入札ポータルサイトで公開する。	
(2)	障害発生時及びシステム操作問い合わせ先	システム操作・接続確認等	電子調達コールセンター　電話番号：0570-011-311 沖縄県電子入札ポータルサイト
		ＩＣカードの不具合発生時	取得しているＩＣカードの認証機関
(3)	紙入札での参加等に関する手続き	「沖縄県電子入札運用基準」へ紙入札方式参加申請書・紙入札方式移行申請書を掲載しているので、ダウンロードして入手し、原則、入札日の１週間前までに必要な手続きを経ること。	

(4)	電子入札システム上の通知等の確認	入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、次に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続きに参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。 ・落札保留通知書 ・入札参加資格確認申請書等提出依頼通知書 ・競争入札参加資格要件不適格通知書 ・未審査通知書 ・日時変更通知書 ・入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行） ・入札書受付票 ・入札締切通知書 ・再入札通知書 ・再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行） ・落札者決定通知書 ・保留通知書 ・取止め通知書

事後審査型総合評価方式一般競争入札提出資料一覧【特別簡易型・簡易型共通】（単体発注）

区　　分		提出様式 （※公告文の記載に基づく期限までに入札参加希望者全員が提出）	証明資料 （※後日、落札候補者のみ提出）	備　　考
（1） 入札参加資格確認申請書（申請書）				
		別記様式１－１	建設業の許可について（通知）（写）	
		別記様式１－２	建設業許可申請書及び別紙又は別表（写）	
			変更届出書（写）	営業所の変更等がある場合提出
			入札参加適格合格通知（写）	
			経営事項審査結果通知書（写）	
			有効な健康保険被保険者証等（写）又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写）	
			出資状況等の確認ができる資料	設計業務等の受託者と関連がある場合提出
			※以下、赤土等流出防止対策工事の施工実績に係る資料	赤土工事が資格要件に盛り込まれた場合のみ提出
			竣工時カルテ受領書（写）及び工事カルテ（一般データ、技術データ）（写）	CORINS登録ありの場合提出
			契約書及び工事内容（実績）が証明できる資料（写）	CORINS記載なし、または、登録なしの場合提出
			工事成績評定通知書（写）	県土木建築部発注工事に係る実績の場合提出
（2） 入札参加資格確認資料（確認資料）				
	ア 施工実績 ※記載実績は1件でよい。	別記様式2	竣工時カルテ受領書（写）及び工事カルテ（一般データ、技術データ）（写）	CORINS登録ありの場合提出
			契約書及び工事内容（実績）が証明できる資料（写）	CORINS記載なし、または、登録なしの場合提出
			工事成績評定通知書（写）	県土木建築部発注工事に係る実績の場合提出
	イ 配置予定技術者の経験 ※記載経験は1件でよい。	別記様式3	竣工時カルテ受領書（写）及び工事カルテ（一般データ、技術データ）（写）	CORINS登録ありの場合提出
			契約書及び施工経験（実績）が証明できる資料（写）	CORINS記載なし、または、登録なしの場合提出
			継続教育（CPD）に係る単位取得証明書の写し	
			継続教育（CPD）に係る単位取得証明書を発行している団体の推奨単位数を示す資料（写）	
			技術検定合格証明書（写）	
			監理技術者資格者証（写）（裏表）及び監理技術者講習修了証（写）	監理技術者を配置する場合提出
			工事成績評定通知書（写）	施工経験に係る工事が県土木建築部発注工事の場合提出
			申請時における他工事の従事状況等に係る資料	該当がある場合に提出
	ウ 施工計画	別記様式４－１（補足資料含む） 別記様式４－１（補足資料含む） 別記様式４－３（補足資料含む） 別記様式４－４（補足資料含む）		簡易型のみ該当。別記様式4-1、4-2、4-3、4-4のうち発注機関から求められた様式（補足資料含む）を提出。
	エ 近隣地域内での施工実績 ※記載実績の上限は5件。	別記様式5	竣工時カルテ受領書（写）及び工事カルテ（一般データ、技術データ）（写）	CORINS登録ありの場合提出
			契約書及び工事内容（実績）が証明できる資料（写）	CORINS記載なし、または、登録なしの場合提出
	オ 工事成績・表彰・災害協定	別記様式7		
	ｱ）工事成績		工事成績評定通知書（写）	
	※県土木建築部での過去5年間の成績		竣工時カルテ受領書（写）及び工事カルテ（一般データ、技術データ）（写）	CORINS登録ありの場合提出
			契約書及び施工経験（実績）が証明できる資料（写）	CORINS記載なし、または、登録なしの場合提出
	ｲ）表彰		優良業者又は優良技術者に係る表彰状（写）	
	ｳ）災害協定		協会名簿の表紙と提案者の当該箇所の写し	
			公共土木施設に係る災害協定であることが確認できる資料	県土木建築部との協定については省略可。
	カ 手持ちの工事量	別記様式8	受注時工事カルテ（写）又は竣工時カルテ受領書（写）	当該年度受注額がゼロの場合は、工事カルテ受領書（写）の省略可
			債務負担特則付き工事に係る契約書の鑑（写）と支払限度額の内訳がわかる箇所（写）	記載する工事が債務負担特則付き工事の場合に提出。
	キ ボランティア活動による地域貢献の実績	別記様式9	活動を証明できる資料（新聞記事、表彰状、証明書等）	